



2020年10月19日放送

「オンライン診療の実際とこれから」

大林クリニック 院長 大林 克巳

はじめに

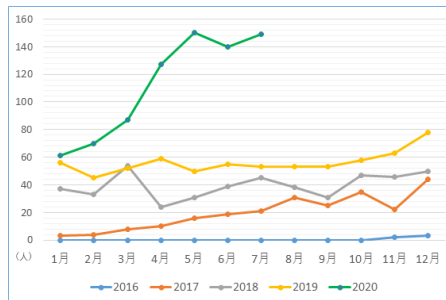
はじめに当院でのオンライン診療の状況から話したいと思います。

当院では2016年（平成28年）からオンライン診療を取り入れ、生活習慣病や慢性頭痛などの慢性疾患治療に活用してきました。平日1日あたり10人、土曜日4人の完全予約制でオンライン診療を開始しました。開始当初は1日に2人、利用のない日もありました。その後2020年（令和2年）1月に1日あたり3~4人（平均3.70人）と微増していきましました。オンライン診療は社会的要因などで通院のための時間を作りやすく、通院が途切れがちになる患者の服薬アドヒアランスの向上などに役立ち、従来の対面診療のみでは対応できなかった問題を解決する可能性のある診療形態といえます。2018年（平成30年）には厚生労働省からオンライン診療の適切な実施に関する指針が示され、本格的に普及していく方向になりました。特に2020年3月から新型コロナウイルス（COVID-19）の流行のために外出を自粛せざるを得ない状況が生じた時期には、オンライン診療の有用性が発揮され、オンライン診療利用患者が増加しました。当院でも同年4月20日から1日あたりの予約枠を1つ増やし、同月の1日平均利用者数は7.06人になりました。同月からは、保険上、オンライン診療導入のための要件が緩和されたことも利用者の増加に影響していることが推測さ

<当院におけるオンライン診療利用患者数の推移>

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
2016	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	5
2017	3	4	8	10	16	19	21	31	25	35	22	44	238
2018	37	33	54	24	31	39	45	38	31	47	46	50	475
2019	56	45	52	59	50	55	53	53	53	58	63	78	675
2020	61	70	87	127	150	140	149						784

2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
患者数(人)	61	70	87	127	150	140	149
1日平均患者数(人)	3.70	4.24	4.58	7.06	9.06	7.00	7.84

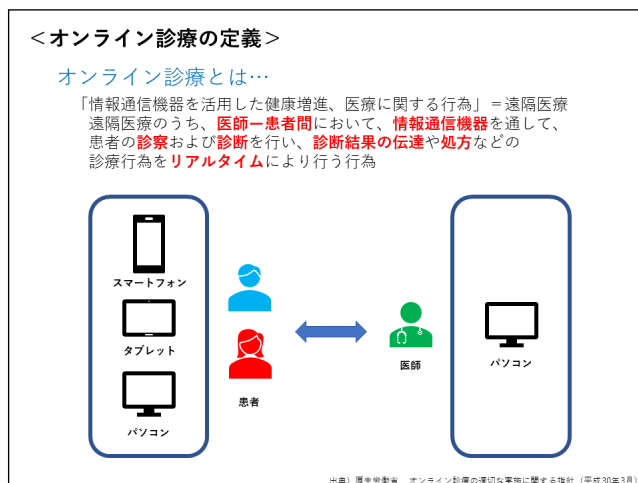


れました。しかしオンライン診療利用患者の急激な増加は、オンライン診療についてその有用性を少しずつ検証しながら解決していかなければならない課題が残されたまま、普及している側面もあるように思います。

今回の放送を通して、オンライン診療とはどのようなものなのかを解説し、その有用性と課題について話していきたいと思います。

オンライン診療の定義

オンライン診療とは、医師-患者間において、情報通信機器を通して、患者の診察および診断を行い、診断結果の伝達や処方などの診療行為をリアルタイムにより行う行為のことを言います。つまり患者はスマートフォンやタブレットやPCで、医師は主にPCで、画面を通して医師が患者の状態について診察・診断し、指導や投薬などの治療を行う行為です。



オンライン診療の実際の流れ

1. 医師と患者双方の合意及び、患者の同意の取得

それではオンライン診療の実際についてご説明します。オンライン診療では、医師は、患者自身も積極的に診療に協力する必要がある旨を説明し、患者からの要望を確認し、合意を明示的に得なければなりません。

その同意取得には、通信障害などの技術的あるいは初めてのモニターを介しての慣れないやり取りによる理解不足などのトラブルを避けるため、オンライン診療開始前の対面診療の場において行います。そして診療計画を提示し説明しなければなりません。

診療計画について、具体的には、「適応となる疾患、診察の進め方、対面診療との組み合わせ

<オンライン診療の実際>

オンライン診療を始めるには、**患者の合意が必要**
→ **患者に診療計画を提示する必要あり**

◎診療計画作成のポイント

	項目		項目
1	適応となる疾患名を明確にする	7	患者による情報伝達の協力
2	オンライン診療を使つての治療内容	8	急病急変時の対応方針
3	オンライン診療と対面診療の組み合わせ	9	セキュリティに関する責任の範囲
4	診療時間について(予約制など)	10	複数の医師が担当するケースについて
5	使用する情報通信機器や利用するシステムなど	11	オンライン診療の映像や音声の取り扱い
6	オンライン診療を行わないと判断する条件		

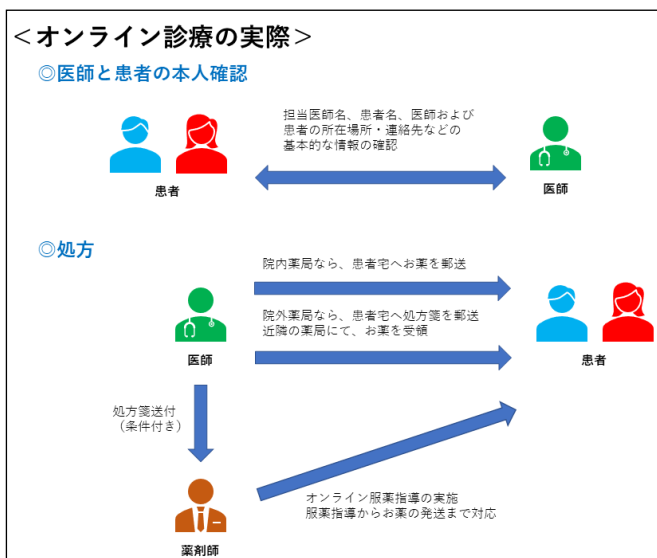
※これ以外に請求や支払い方法に関する説明も必要

双方の合意と患者の同意が得られたら、オンライン診療が開始できます

方、診察時間、診察方法、オンライン診療が行えない時の対応、患者の情報伝達の協力、急変時の対応方針、セキュリティに関する責任の範囲、複数の医師が担当するケース、映像や音声等の取り扱いなど」を計画に加えるほか、請求・支払方法についても説明が必要となります。

2. 医師と患者双方の本人確認

オンライン診療を開始するにあたり、担当医師名、患者名、医師および患者の所在場所・連絡先などの基本的な情報の確認を行います（原則として本人確認には医師患者双方が身分確認書類を用います）。医師は医師資格証を用いると良いでしょう。再度確認が必要な状況を除き、その後の受診では必ずしも毎回確認する必要はありません。双方の確認が終了したら、いよいよオンライン診療がスタートします。



3. 情報通信機器を介した診察方法

オンライン診療と対面診療では得られる情報が異なります。そのため対面診療と同等というわけにはいきませんが、対面診療に代替しうる程度に患者の状態を把握するように努めます。具体的には情報通信機器を介しての診察となるため、視診と問診が中心となります。そこで患者がオンライン診療開始前にセルフチェックできること（血圧、体重、体温測定など）は、できる限り済ませておくように決めておきますと診療がスムーズに進みます。必要に応じてチャット機能を利用したり、問診票や質問事項などを診察前にアップロードするなどをしておけば、対面診療よりも効率的に情報が得られることもあります。また患者側は日常生活の中で診察を受けることになるため、患者のリラックスした普段の状態をみることも可能となります。オンライン診療における診察は視診と問診に制限される一方で、診察室で行われる対面診療では得ることができない日常生活での情報を得ることも可能となります。

もし患者が情報通信機器の使用に不慣れな場合や操作困難な場合は、オンライン診療支援者（例えばご家族など）を決めておきますと、安定した診察に繋がります。

4. オンライン診療における処方・投薬の仕方

オンライン診察の結果により必要に応じて処方が行われます。対面診療と同様、処方する前に患者の心身の状態を十分評価できている必要があります。なお処方内容の変更に関しては軽微なものに留めるほうがよいでしょう。なぜなら薬剤の変更が必要な場合とは患者の状態が変化したということであり、対面診療に切り替える必要を考慮しなければならぬ状態と考えられるからです。

5. 患者側の処方薬の受け取り方法

現在のところ、院内処方なら薬剤を直接送付、院外処方なら処方箋を送付し、患者が近隣の調剤薬局から受け取る方法があります。今後オンライン服薬指導が普及すれば、薬局から薬剤が届けられるようになり、より患者の利便性ははかれるでしょう。また処方箋の電子認証が可能になれば、医薬の連携なども含めて診察から患者が薬剤を受け取るまでの流れが大きく変わる可能性もあります。

オンライン診療が行える環境

1. 医師側では

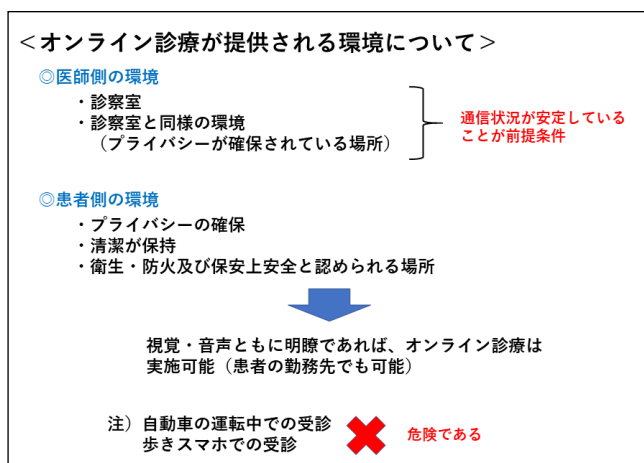
医師は診療の質を確保する必要があるため、医療機関にいる場合と同程度の体制を整える必要があります。いかに通信状態が良くても、医療機関から外にでて公衆の場でオンライン診療を行うべきではありません。医師が所在する場所は通常の医療が提供される標準的な診察室と同様の環境を目指すべきです。そのため普段診療を行っている診察室に情報通信機器を設置するか、または医療機関内に対面診療と同様のプライバシーが確保されているオンライン診療用のスペースを設けておくとよいでしょう。当然のことながら、いずれの場所も通信が安定していることが前提となります。

2. 患者側では

患者のプライバシーが確保されており、衛生・防火および保安上安全と認められるような場所が必要となります。自動車の運転中や歩きスマホなど危険を伴う状況での受診をさせてはなりません。

個々の患者の事情によって異なりますが、このような環境が確保されていれば、患者の勤務する職場などでもオンライン診療は可能です。

オンライン診療において視診と問診は重要な要素ですから、それを実現させるための部屋の採光・ビデオ画質が必要です。そして視線などを確認し、医師・患者双方の表情を



よく認識できる必要があります。またビデオ音声の大きさや質が適切で、双方の声が明瞭に聞こえる必要もあります。

3. 第三者の同席

同席者のいる場合は、対面診療と同様の配慮が必要であり、同席することについて双方に合意がなされていなければなりません。

医療連携施設について

患者が他の医師を受診している場合、可能な限り、医療連携を図ることに努める必要があります。特にオンライン診療を実施している医療機関が遠方の場合、緊急時に近隣の医療機関を受診する可能性があるため、その医療機関と情報共有し、急変時など近隣の医療機関がスムーズに患者対応にあたるように準備しておくことが理想です。

オンライン診療の有用性と今後の課題について

以上、オンライン診療の実際について解説してきました。最後にオンライン診療の有用性と今後の課題について話したいと思います。オンライン診療はまだ日本においては黎明期と言える段階ですが、着実に普及していると思います。特に本年の新型コロナウイルス流行時には、元々来院によって感染症に罹患することを恐れて、流行期にのみオンライン診療を利用するという患者がいたことから、この経験が新型コロナウイルス対策にも役立つこととなりました。

一方オンライン診療が視診・問診に頼った診療形態であることから、まだ否定的な印象を持たれる医師もいるでしょう。しかしそもそもオンライン診療と対面診療はどちらが優れるという関係ではなく、相互に補完しあいながら診療の質を向上させていくものであると考えます。今後対面診療のみで診療を行った場合に比して、オンライン診療利用患者の診療の質が落ちることのないよう検証していく必要があります。

現在オンライン診療は疾患別に適応が決まっています。しかしこれからはオンライン診療の特性を生かすために、対面診療とうまく組み合わせながら、個々の患者の受診状況、生活環境などの患者背景も加味した上で、オンライン診療の適応を決めていくべきだと思います。そして患者目線にたった令和の時代に即した新たな診療環境が構築されるよう努力していく必要があると思います。

